令和７年度１０月版

高齢者在宅福祉サービスのご案内

（介護保険給付以外のサービス）

匝瑳市高齢者支援課支援班
電話　７３－００３３

「地域包括支援センター」のご案内

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、健康・介護・生活面に関する相談に対応する地域の総合相談窓口です。
市内に２か所開設しており、担当地域は次のとおりです。お気軽にご相談ください。

業務時間：8 時 30 分～17 時 15 分
（土・日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く）

＜東部地域＞
中央（八日市場ホを除く。）、
豊和、共興、平和、椿海、野田

匝瑳市地域包括支援センター
匝瑳市八日市場ハ７９３番地２
（匝瑳市役所高齢者支援課内）
☎７３－００３３

＜西部地域＞
中央（八日市場ホに限る。）、
豊栄、須賀、匝瑳、吉田、飯高、栄

匝瑳市西部地域包括支援センター
匝瑳市飯倉２番地５　（旧あかしあ幼稚園）
☎８５－５５８２

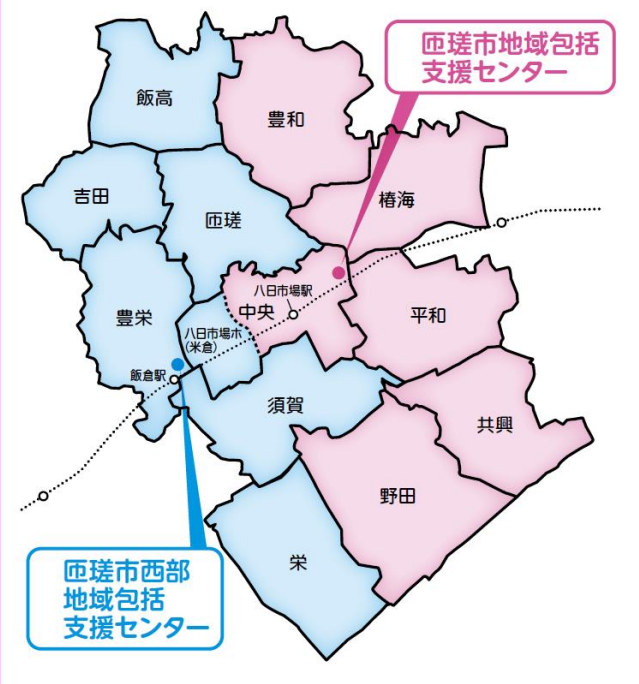

寝たきり等の高齢者へ

●紙おむつ給付

在宅の要介護高齢者に紙おむつを現物給付します。

≪対 象 者≫　①65 歳以上で在宅の要介護高齢者で、常時尿失禁状態にある方
②利用者本人の市民税が非課税である
≪必要書類≫　申請書、承諾書、診断書
≪支給内容≫　月 30 枚相当を５月、８月、11 月、２月の年４回に分け給付。
（配送は業者から直接月末までに送付）※新規申請は、翌月に送付。

●家族介護慰労金支給

介護保険サービスを利用せずに寝たきり等の高齢者を介護している家族に対して、慰労金を支給します。

≪対 象 者≫　①要介護４又は５と認定された高齢者を在宅で１年以上介護している方
②市民税非課税の世帯
③介護保険サービス（7 日間の短期入所を除く）を、過去１年間受けなかった方
≪必要書類≫　申請書
≪支給金額≫　10 万円（年１回）

●訪問理容サービス

理容師が出張し、在宅で理容サービスを行います。

≪対 象 者≫　65 歳以上で、寝たきり状態等により自ら理容所に外出することが困難な方
≪必要書類≫　申請書
≪利用回数≫　年当たり４回分（出張費 1,000 円／回）の利用券を郵送。
※散髪料は自費

●外出支援サービス

医療機関受診に際し、福祉車両での送迎を行います。

≪対 象 者≫　65 歳以上で、車いすやストレッチャー等を使用しなければ移動できず、公共交通機関の利用が困難な方。
≪必要書類≫　申請書
≪利用回数≫　月当たり３枚の利用券（１枚で往復使用可）を郵送。
※自己負担額（市内）　片道 300 円
（隣接市町・20km まで）　片道 400 円
※居宅から病院又は診療所への受診及び入退院のための送迎にのみ利用可

身体が弱い高齢者へ

●救急医療情報キット

かかりつけ医療機関、持病等、救急時に必要な情報を保管するキットを配布します。

≪対 象 者≫　救急時に情報伝達が困難な 65 歳以上の方、又は障害者手帳をお持ちの方
≪必要書類≫　申請書
≪料　　金≫　無料

●老人短期入所

衰弱等のために一時的に養護する必要がある 65 歳以上の方を対象として、養護老人ホームにおける短期入所を実施します。

≪対 象 者≫　65 歳以上で、家族の疾病・事故・災害等により、一時的に在宅生活が困難となった方
≪必要書類≫　申請書、診断書、誓約書
≪利用日数≫　１か月以内　※自己負担あり（約2,500 円／日）

認知症の高齢者へ

●認知症高齢者あんしん見守りシール

登録された本人の情報を読み出すことができる二次元コード付きのラベルシールを配布します。衣服や持ち物に貼ることによって、高齢者が行方不明になった場合に早期発見・早期対応に繋げます。

≪対 象 者≫　市内に住所を有する６５歳以上で、徘徊により行方不明となるおそれのある方※併せて、高齢者ＳＯＳネットワークに登録をお願いします。（要本人写真）
≪必要書類≫　申請書、どこシル伝言板登録シート
≪料　　金≫　無料
≪交付枚数≫　耐洗ラベル３０枚、蓄光シール１０枚

このシールを見かけたら、コードをお手持ちのスマートフォンで読み込むか、警察又は市役所高齢者支援課までご連絡ください。

ひとり暮らしの高齢者へ

●緊急通報装置貸与

緊急事態に備えて、24 時間体制で対応できる通報装置を貸与します。また、月 1 回の伺い電話や健康相談を実施します。

≪対 象 者≫　65 歳以上の高齢者のみの世帯で、病弱等の理由により緊急時に備える必要がある方
≪必要書類≫　申請書、協力員承諾書（2～3 名分）、親族等承諾書、生計中心者の同意書
≪備　　考≫　固定型と携帯型のどちらかひとつを選択。
所得税課税世帯は自己負担あり。
固定型は、月額１,３５８円または１,６５０円
携帯型は、月額１,３５８円または２,２００円。

●健康アプリ「みんチャレ」

フレイル予防に！

５人でチームを作り、写真や歩いた歩数をグループで共有して、楽しくメッセージをやりとりをしながら、運動やウォーキングの習慣を身につけます。

≪対 象 者≫　65 歳以上の匝瑳市民
≪必要物品≫　スマートフォン
≪参加費用≫　無料（※別途通信費が発生します。）
≪所要時間≫　４０分程度
「みんチャレ」アプリのダウンロードや操作方法の説明を行います。

●匝瑳市地域交通利用料助成事業

循環バスの利用が困難で、自動車やバイクの運転免許証を持たない 75 歳以上の高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成する「地域交通利用券」を交付します。

≪交付枚数≫　月当たり３枚（１枚 500 円の助成）
≪対象者≫　次の要件をすべて満たす人です。
①市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている満 75 歳以上の人
②申請書の提出日から、提出した年度の３月 31 日までの間において効力を有する自動車（自動二輪車を含む。）及び原動機付自転車の運転免許証の交付を受けていない人
③匝瑳市福祉タクシー利用助成事業実施要綱に基づく助成を受けていない人
④匝瑳市在宅高齢者等外出支援サービス事業実施要綱に基づく外出支援サービスを利用していない人
⑤生活保護法第６条第１項に規定する被保護者でない人
⑥匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がない人

【詳しくは】　匝瑳市環境生活課　電話 73-0088

●選挙の投票日に投票所へ行けない場合の制度

介護保険上の要介護状態区分が「要介護５」の方は、自宅から郵便などによる投票ができます。

【詳しくは】　匝瑳市選挙管理委員会事務局　電話 73-0084

※介護保険の要介護認定を受けている方は、ご自宅から投票所への移動について支援を受けられる場合がありますので、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談ください。